

明石市長 泉 房穂  
(公印省略 教育委員会事務局学校給食課)

### 公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市教育委員会事務局学校給食課(以下「学校給食課」という。)の業務について公募型プロポーザル方式業務委託(以下「プロポーザル方式」という。)を実施しますので、参加希望者は下記の要領により申請書類等を提出してください。

#### 記

#### 1 対象業務概要

- (1) 業 務 名 明石市学校給食管理システム導入業務委託
- (2) 業 務 場 所 明石市立東部学校給食センター
- (3) 業 務 概 要 明石市立小学校・中学校の学校給食管理システム(献立作成・栄養管理・発注管理等)の構築・運用業務一式
  - ①学校給食管理システムの構築(カスタマイズ含む)
  - ②学校給食管理システムの運用及び保守
  - ③ハードウェア機器の調達及び保守
  - ④その他付随業務
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から2022年3月31日まで
- (5) 参 考 見 積 限 度 額 7,363,636円(税抜)

#### 2 プロポーザル方式参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)に登録されていること。ただし、登録されていない者については、2021年8月27日(金)までに明石市競争入札等参加資格審査申請を明石市総務局財務室契約担当に提出し、適正に受理された者は、名簿に登録されている者とみなす。なお、ただし書きについては、本公募の応募要件にのみ適用する。  
※明石市競争入札等参加資格審査申請の詳細については、明石市ホームページ「入札コーナー」業者登録情報・追加による競争入札等参加資格審査申請を参照してください。
- (2) 2011年4月1日から2021年7月31日までの間に、国内において国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)の発注に係る学校給食管理システム(献立作成・栄養管理機能を含むものに限る)の導入業務を元請として完了した業務実績を有すること。
- (3) 適正な業務責任者を配置できること。(資格及び専任性は問いません。)
- (4) 下記の①又は②に該当すること。
  - ①一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの使用を認定されている者
  - ②一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターよりISMS認定事業者として登録されている者
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市契約規則(平成5年規則第10号)第3条の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

(8) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申込書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(9) 公告日において納期限が到来している明石市税(※)を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限が過ぎていないもの)を除く

(10) 公告日において納期限が到来している国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)(※)を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)を除く。

(11) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

### 3 仕様書等のダウンロード

#### (1) 期 間

2021年8月6日(金)からダウンロード可能

#### (2) 方 法

上記期間内に明石市ホームページより設計図書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、学校給食課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5594)の上、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参ください。

### 4 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX(078-918-5595)により学校給食課へ提案仕様書等に関する質問書(様式1)を提出してください。

2021年8月6日(金)から2021年8月13日(金)午後1時まで

(2) 質問に対する回答

2021年8月19日(木)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

なお、電話及び口頭等の個別対応は行いません。

### 5 プロポーザル方式参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、書類の規格は、A4版・左綴じで作成し、添付資料やリーフレット等を含め、A4版フラットファイルに綴じて提出すること。また、様式番号の順に並べること。

ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書(1部原本、6部コピー/様式4)

イ 参考見積書(1部原本、6部コピー/様式5)

ウ 参考業務費内訳書(表紙)(1部原本、6部コピー/様式6)

エ 参考業務費内訳書(本体)(1部原本、6部コピー/任意の参考業務費内訳書)

オ 企画提案書(1部原本、6部コピー/企画提案書作成要領に定める各様式及び各添付資料)

カ 公共性(施策反映)評価提出書(1部原本、6部コピー/公共性(施策反映)評価について参照)

キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書(税額の証明ではありません。)

※発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。

- ・個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- ・法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

※納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）を提出すること。

(2) 書類の提出にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 書類は、郵送又は持参により提出してください。

①郵送する場合

- ・必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。
- ・郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式2）に貼付し、FAX（078-918-5595）により明石市教育委員会事務局学校給食課へ送信してください。
- ・郵送の場合に使用する封筒は宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

②持参する場合

あらかじめ来庁日時を電話連絡（078-918-5594）の上、学校給食課まで持参してください。書類の受領後、提出書類受領確認書を交付します。

【持参先】 明石市和坂1丁目2番11号 明石市立東部学校給食センター内  
明石市教育委員会事務局学校給食課

イ 2021年8月19日（木）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、2021年8月27日（金）（必着）です。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの日程・場所

(1) 日程 2021年9月2日（木）【予定】

(2) 場所 明石市立東部学校給食センター 2F研修室 【予定】

※最終的な日時、場所等の詳細については、参加申請書等の受付終了後に参加者に個別に連絡します。

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合がある。

8 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額（単年度）の110分の100で記載してください。（税抜きで記載）契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

9 支払条件

前金払 無 部分払 無 全額完了払

## 10 契約の締結について

### (1) 受託予定者

選定要領、選定基準及び審査基準に基づき選定された受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

### (2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

### (3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、受託決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

**契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。**

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

### (4) その他

受託予定者が契約締結までに「2 参加要件」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

## 11 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、総務局財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

## 12 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 提出書類等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

## 13 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）

- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル業務委託参加申請書に申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

#### 14 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においても当該プロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

#### 15 その他

- (1) 参加者は、企画提案書の提出をもって本実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。(参加資格がない業務も同じ。)
- (3) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (4) 明石市法令遵守の推進等に関する条例(平成22年条例第4号)に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) プロポーザル方式に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ(入札コーナー)掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (7) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (8) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。